

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度における報告を
書面によって行う病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の皆様へ

令和8年1月

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度については、令和6年1月5日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により報告が可能となったところです。

他方、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「報告機関」という。）が、G-MISによる報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度においては、報告を受けた情報をG-MISに入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。

また、G-MISに入力された情報は、以下の目的で利用されることになります。

- (1) G-MISの円滑な運営・維持
- (2) G-MISの障害を復旧するための分析・評価
- (3) G-MISの利便性向上のための分析・評価
- (4) G-MISの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上